

令和6年能登半島地震により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が令和6年6月30日まで延長されます。

氏名	日本花子	昭和50年12月1日生																
住所	〇〇県〇〇市△△町□□																	
交付	平成30年12月18日 12345																	
免許の条件等	令和6年1月1日まで有効																	
優良	運転免許証																	
番号	第 123456789000 号																	
一小型	平成05年07月01日	<table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>大型</td> <td>中型</td> <td>準中型</td> <td>普通</td> <td>大特</td> <td>大自</td> <td>講習</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>小特</td> <td>原付</td> <td>大二</td> <td>中二</td> <td>普二</td> <td>本自</td> <td>前自</td> </tr> </table>	種別	大型	中型	準中型	普通	大特	大自	講習	種類	小特	原付	大二	中二	普二	本自	前自
種別	大型		中型	準中型	普通	大特	大自	講習										
種類	小特		原付	大二	中二	普二	本自	前自										
他	平成07年08月10日																	
二種	平成14年09月20日	〇〇〇〇 公安委員会																

有効期間の末日(左の場合、令和6年1月1日)が、

令和6年1月1日(注)から令和6年6月29日までの方は、令和6年6月30日まで運転することができます。(令和6年6月30日までに更新手続きをしてください。)

(注)道路交通法の規定により令和5年12月29日～令和6年1月3日が有効期間の末日の場合、令和6年1月4日が末日とみなされますので、この措置の適用を受けます

対象となる方

富山県内では、以下の市町村に住所のある方が対象となります（富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町 13市町村）

- ※ 対象となる市町村は、今回の地震に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市町村は令和6年1月11日時点のものです。
- ※ 令和6年6月30日の直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。
- ※ 運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。
- ※ 最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続きなど、詳しくは、最寄りの警察署又は免許センターにお問い合わせください。